令和６年２月６日提出

令和6年3月市議会定例会
議案参考資料

（その１）

木　更　津　市

令和６年３月市議会定例会議案参考資料目録（その１）

議　案　番　号	件　　名	頁
議案第１０号	手数料条例の新旧対照表	１
議案第１１号	木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の新旧対照表	１３
議案第１２号	木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の新旧対照表	１４
議案第１３号	木更津市空家等対策の推進に関する条例の新旧対照表	１６

新旧対照表

○議案第１０号　手数料条例の一部を改正する条例（第１条関係）

新

手数料条例

昭和31年３月27日
条例第２号

別表第１（第２条）

事務の種類	単位	金額
略	略	300円 （多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により交付する場合にあつては、200円）

別表第２（第２条）

事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
略		
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第１項、第10条の２第１項から第５項まで若しくは第126条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第１項、第120条の２第１項若しくは第126条の規定による戸籍証明書の交付	略	略

旧

手数料条例

昭和31年３月27日
条例第２号

別表第１（第２条）

事務の種類	単位	金額
略	略	300円 （多機能端末機（本市の電子計算機と電気通信回線で接続された民間事業者が設置する端末機で、必要な操作を行うことにより証明書等を交付する機能を有するものをいう。以下同じ。）により交付する場合にあつては、100円）

別表第２（第２条）

事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
略		
戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第１項、第10条の２第１項から第５項までの規定による戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第１項の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付及び同法第126条の規定により戸籍に記載した事項に係る情報を提供する場合における戸籍の謄本若しく	略	略

			は抄本又は磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付		
戸籍法第10条第１項、第10条の２第１項から第５項まで又は第126条の規定による戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍関係手数料	証明事項１件につき　350円	戸籍法第10条第１項、第10条の２第１項から第５項まで又は第126条の規定による戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍関係手数料	証明事項１件につき　350円
戸籍法第120条の３第２項の規定による戸籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成14年法律第151号）第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この表において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が	戸籍関係手数料	戸籍電子証明書提供用識別符号１件につき　400円			

同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）					
戸籍法第12条の２において準用する同法第10条第１項若しくは第10条の２第１項から第５項までの規定若しくは同法第126条の規定による除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第１項、第120条の２第１項若しくは第126条の規定による除籍証明書の交付	略	略	戸籍法第12条の２において準用する同法第10条第１項若しくは第10条の２第１項から第５項までの規定による除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第１項の規定に基づく磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付及び同法第126条の規定により除かれた戸籍に記載した事項に係る情報を提供する場合における除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面の交付	略	略
戸籍法第12条の２において準用する同法第10条第１項若しくは第10条の２第１項から第５項までの規定又は同法第126条の規定による除かれた戸籍に記載した事項に関する	戸籍関係手数料	証明事項１件につき　450円	戸籍法第12条の２において準用する同法第10条第１項、第10条の２第１項から第５項まで又は第126条の規定による除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍関係手数料	証明事項１件につき　450円

証明書の交付					
戸籍法第120条の３第２項の規定による除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	戸籍関係手数料	除籍電子証明書提供用識別符号１件につき　700円			
戸籍法第48条第１項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは申請の受理の証明書の交付、同法第48条第２項（同法第117条において準用	略	略	戸籍法第48条第１項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定による届出若しくは申請の受理の証明書の交付又は同法第48条第２項（同法第117条において準	略	略

する場合を含む。）若しくは第126条の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は同法第120条の６第１項の規定による届書等情報の内容の証明書の交付		
戸籍法第48条第２項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定による届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務又は同法第120条の６第１項の規定による届書等情報の内容を表示したものを閲覧に供する事務	戸籍関係手数料	書類又は届書等情報の内容を表示したもの１件につき　350円
略		

別表第３（第２条）

事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
略		
建築基準法第87条の３第７項の規定による特別興行場等の使用の許可の申請に対する審査	特別興行場等使用許可申請手数料	使用許可申請１件につき　160,000円
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第137条の12第６項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	敷地と道路との関係の建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料	大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請１件につき　27,000円
建築基準法施行令第137	道路内における建	大規模の修繕又は大規模の模

用する場合を含む。）若しくは第126条の規定による届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付		
戸籍法第48条第２項（同法第117条において準用する場合を含む。）の規定による届書その他市長の受理した書類を閲覧に供する事務	戸籍関係手数料	書類１件につき　350円
略		

別表第３（第２条）

事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
略		
建築基準法第87条の３第７項の規定による特別興行場等の使用の許可の申請に対する審査	特別興行場等使用許可申請手数料	使用許可申請１件につき　160,000円

条の12第７項の規定による建築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定の申請に対する審査	築物に対する制限の適用除外に関する大規模の修繕又は大規模の模様替に係る認定申請手数料	様替に係る認定申請１件につき　27,000円
略		
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第１項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	（１）　認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は登録住宅性能評価機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第１項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合　認定申請１件につき ア～エ　略 （２）　（１）以外の場合　認定申請１件につき ア・イ　略 ウ　非住宅建築物　床面積を合計した面積の区分に応じ、次に掲げる額 （ア）　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第１号イ（２）及びロ（２）に定める基準に適合するもの

略		
都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号）第53条第１項の規定による低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査	低炭素建築物新築等計画認定申請手数料	（１）　認定申請に係る低炭素建築物新築等計画が、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第１項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関（以下この表において「登録建築物エネルギー消費性能判定機関」という。）又は登録住宅性能評価機関により、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第１項各号に掲げる基準に適合していると認められたものである場合　認定申請１件につき ア～エ　略 （２）　（１）以外の場合　認定申請１件につき ア・イ　略 ウ　非住宅建築物　床面積を合計した面積の区分に応じ、次に掲げる額 （ア）　建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令第10条第２号イ（２）及びロ（２）に定める基準に適合するもの

		床面積を合計した面積の区分に応じ、次に掲げる額 ａ～ｇ　略 （イ）　略 エ　略
略		
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第１項又は第13条第２項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	略	略
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第２項又は第13条第３項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第１項又は第13条第２項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に２分の１を乗じて得た額
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号）第11条の規定による軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画証明書交付申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第１項又は第13条第２項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に２分の１を乗じて得た額
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	（１）～（３）　略 （４）　建築物エネルギー消費性能向上計画に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第３項各号に掲げる事項が記載されている場合　建築物エ

		床面積を合計した面積の区分に応じ、次に掲げる額 ａ～ｇ　略 （イ）　略 エ　略
略		
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第１項又は第13条第２項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定	略	略
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第２項又は第13条第３項の規定による建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能適合性判定変更手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第１項又は第13条第２項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に２分の１を乗じて得た額
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則（平成28年国土交通省令第５号）第11条の規定による軽微な変更に該当していることを証する書面の交付	建築物エネルギー消費性能確保計画証明書交付申請手数料	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第１項又は第13条第２項の規定による建築物エネルギー消費性能適合性判定の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に２分の１を乗じて得た額
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	（１）～（３）　略 （４）　建築物エネルギー消費性能向上計画に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第３項各号に掲げる事項が記載されている場合　建築物エネ

		ネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物について、一の建築物ごとに(1)から(3)までにより算定した額を合計した額			ルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物について、一の建築物ごとに(1)から(3)までにより算定した額を合計した額
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1)　建築物エネルギー消費性能向上計画に、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合　変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物について、一の建築物ごとに次のア又はイにより算定した額を合計した額 ア　認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物のうち、エネルギー消費性能に係る部分に変更のあるもの　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に2分の1を乗じて得た額 イ　認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第36条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	(1)　建築物エネルギー消費性能向上計画に、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第3項各号に掲げる事項が記載されている場合　変更後の建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物について、一の建築物ごとに次のア又はイにより算定した額を合計した額 ア　認定建築物エネルギー消費性能向上計画に係る申請建築物及び他の建築物のうち、エネルギー消費性能に係る部分に変更のあるもの　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第1項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に2分の1を乗じて得た額 イ　認定建築物エネルギー消費性能向上計画に記載

		されていない建築物　建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額 （２）（１）以外の場合　変更認定申請１件につき、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第34条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に２分の１を乗じて得た額
建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第41条第１項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	略	略
略		

備考　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項の規定（同法第８条第２項において準用する場合を含む。）による申出があつた場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料若しくは長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第２項の規定（同法第55条第２項において準用する場合を含む。）による申出があつた場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料若しくは低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額、又は建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第35条第２項（同法第36条第２項に

		されていない建築物　建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額 （２）（１）以外の場合　変更認定申請１件につき、建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第34条第１項の規定による建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額に２分の１を乗じて得た額
建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第41条第１項の規定による建築物のエネルギー消費性能に係る認定の申請に対する審査	略	略
略		

備考　長期優良住宅の普及の促進に関する法律第６条第２項の規定（同法第８条第２項において準用する場合を含む。）による申出があつた場合の長期優良住宅建築等計画認定申請手数料若しくは長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料の額、都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第２項の規定（同法第55条第２項において準用する場合を含む。）による申出があつた場合の低炭素建築物新築等計画認定申請手数料若しくは低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料の額、又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第35条第２項（同法第36条第２項にお

おいて準用する場合を含む。）による申出があつた場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料若しくは建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、それぞれの単位及び金額の欄に定める額に、建築基準法第18条第２項に規定する建築物に関する計画通知に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額を加算した額とする。

別表第４（第２条）

事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
略		
２　消防法第11条第１項前段の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査	略	略
	（２）　危険物貯蔵所の設置の許可申請手数料	ア～エ　略 オ　浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量が （ア）　1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満　1,450,000円 （イ）　5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満　1,720,000円 （ウ）　10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満　1,920,000円 （エ）　50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満　2,360,000円 （オ）　100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満　2,740,000円 （カ）　200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満　5,640,000円 （キ）　300,000キロリットル

いて準用する場合を含む。）による申出があつた場合の建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料若しくは建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料の額は、それぞれの単位及び金額の欄に定める額に、建築基準法第18条第２項に規定する建築物に関する計画通知に対する審査の項単位及び金額の欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同欄に定める額を加算した額とする。

別表第４（第２条）

事務の種類	手数料の名称	単位及び金額
略		
２　消防法第11条第１項前段の規定による危険物の製造所、貯蔵所又は取扱所の設置の許可の申請に対する審査	略	略
	（２）　危険物貯蔵所の設置の許可申請手数料	ア～エ　略 オ　浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所 危険物の貯蔵最大数量が （ア）　1,000キロリットル以上5,000キロリットル未満　1,180,000円 （イ）　5,000キロリットル以上10,000キロリットル未満　1,410,000円 （ウ）　10,000キロリットル以上50,000キロリットル未満　1,590,000円 （エ）　50,000キロリットル以上100,000キロリットル未満　1,950,000円 （オ）　100,000キロリットル以上200,000キロリットル未満　2,270,000円 （カ）　200,000キロリットル以上300,000キロリットル未満　4,550,000円 （キ）　300,000キロリットル

		以上400,000キロリットル 未満　7,240,000円 （ク）　400,000キロリットル 以上　8,790,000円 カ～シ　略
	略	略
略		

		以上400,000キロリットル 未満　5,820,000円 （ク）　400,000キロリットル 以上　7,070,000円 カ～シ　略
	略	略
略		

新旧対照表

○議案第１０号　手数料条例の一部を改正する条例（第２条関係）

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
手数料条例
昭和31年３月27日
条例第２号
別表第２（第２条）
<table>
<tr><th>事務の種類</th><th>手数料の名称</th><th>単位及び金額</th></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
<tr><td>戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第１項、第10条の２第１項から第５項まで若しくは第126条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第１項、第120条の２第１項若しくは第126条の規定による戸籍証明書の交付</td><td>戸籍関係手数料</td><td>１通につき　450円（多機能端末機により交付する場合にあつては、300円）</td></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
</table>
</td><td>
手数料条例
昭和31年３月27日
条例第２号
別表第２（第２条）
<table>
<tr><th>事務の種類</th><th>手数料の名称</th><th>単位及び金額</th></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
<tr><td>戸籍法（昭和22年法律第224号）第10条第１項、第10条の２第１項から第５項まで若しくは第126条の規定による戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は同法第120条第１項、第120条の２第１項若しくは第126条の規定による戸籍証明書の交付</td><td>戸籍関係手数料</td><td>１通につき　450円（多機能端末機により交付する場合にあつては、200円）</td></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
</table>
</td></tr>
</table>

新旧対照表

○議案第１１号　木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

<table>
<tr><th>新</th><th>旧</th></tr>
<tr><td>
木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例
平成30年３月14日
条例第２号
（利用料金）
第12条　略
２　略
３　利用料金の額は、別表第１及び別表第２に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
４　略
別表第１（第12条第３項）
<table>
<tr><th>利用区分</th><th>単位</th><th>利用料金</th></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
</table>
備考
１～５　略
別表第２（第12条第３項）
<table>
<tr><th>利用区分</th><th>単位</th><th>利用料金</th></tr>
<tr><td>多目的ホール用グランドピアノ</td><td>１回当たり</td><td>3,000円</td></tr>
</table>
備考
１　利用料金には、調律を含まない。
２　調律は、利用者の負担とする。
</td><td>
木更津市金田地域交流センターの設置及び管理に関する条例
平成30年３月14日
条例第２号
（利用料金）
第12条　略
２　略
３　利用料金の額は、別表に定める金額の範囲内において、あらかじめ市長の承認を得て、指定管理者が定めるものとする。
４　略
別表（第12条第３項）
<table>
<tr><th>利用区分</th><th>単位</th><th>利用料金</th></tr>
<tr><td colspan="3">略</td></tr>
</table>
備考
１～５　略
</td></tr>
</table>

新旧対照表

○議案第１２号　木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 平成26年９月27日 条例第17号	木更津市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準を定める条例 平成26年９月27日 条例第17号
（掲示等） 第23条　特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項（次項において「重要事項」という。）を掲示しなければならない。 ２　特定教育・保育施設は、重要事項を電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。	（掲示） 第23条　特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。
（電磁的記録等） 第62条　略 ２　特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第４項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。 （１）　略 （２）　電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。）をもって調製	（電磁的記録等） 第62条　略 ２　特定教育・保育施設等は、この条例の規定による書面等の交付又は提出については、当該書面等が電磁的記録により作成されている場合には、当該書面等の交付又は提出に代えて、第４項で定めるところにより、教育・保育給付認定保護者又は施設等利用給付認定保護者（以下この条において「教育・保育給付認定保護者等」という。）の承諾を得て、当該書面等に記載すべき事項（以下この条において「記載事項」という。）を電子情報処理組織（特定教育・保育施設等の使用に係る電子計算機と教育・保育給付認定保護者等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。以下この条において同じ。）を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することができる。この場合において、当該特定教育・保育施設等は、当該書面等を交付し、又は提出したものとみなす。 （１）　略 （２）　磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により

するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ３～６　略	一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに記載事項を記録したものを交付する方法 ３～６　略

新旧対照表

○議案第１３号　木更津市空家等対策の推進に関する条例の一部を改正する条例

新	旧
木更津市空家等対策の推進に関する条例 平成29年３月23日 条例第３号 （協議会） 第５条　市は、法第８条第１項の規定により木更津市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。 ２　協議会は、法第８条第１項に定めるもののほか、次に掲げる事項に関し協議する。ただし、第３号に掲げる事項については、市長が緊急を要すると認めて代行するときは、この限りでない。この場合において、市長は、当該代行をした後、協議会へ報告するものとする。 （１）～（４）　略 ３～５　略 （指導等に係る措置の代行） 第７条　市長は、法第22条第１項の規定による助言若しくは指導又は同条第２項の規定による勧告（以下「指導等」という。）を受けた所有者等から、指導等に係る措置を所有者等が自ら履行することができない旨の申出があった場合であって、その理由が正当であり当該措置を講ずる必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、必要な限度において当該措置を代行することができる。 ２　略 （公表） 第８条　市長は、法第22条第２項の規定による勧告を受けた所有者等が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、次に掲げる事項を規則で定める方法により公表することができる。 （１）・（２）　略 ２　略	木更津市空家等対策の推進に関する条例 平成29年３月23日 条例第３号 （協議会） 第５条　市は、法第７条第１項の規定により木更津市空家等対策協議会（以下「協議会」という。）を置く。 ２　協議会は、法第７条第１項に定めるもののほか、次に掲げる事項に関し協議する。ただし、第３号に掲げる事項については、市長が緊急を要すると認めて代行するときは、この限りでない。この場合において、市長は、当該代行をした後、協議会へ報告するものとする。 （１）～（４）　略 ３～５　略 （指導等に係る措置の代行） 第７条　市長は、法第14条第１項の規定による助言若しくは指導又は同条第２項の規定による勧告（以下「指導等」という。）を受けた所有者等から、指導等に係る措置を所有者等が自ら履行することができない旨の申出があった場合であって、その理由が正当であり当該措置を講ずる必要があると認めるときは、規則で定めるところにより、必要な限度において当該措置を代行することができる。 ２　略 （公表） 第８条　市長は、法第14条第２項の規定による勧告を受けた所有者等が正当な理由なく当該勧告に従わないときは、次に掲げる事項を規則で定める方法により公表することができる。 （１）・（２）　略 ２　略